

社会福祉法人研修資料

厚生労働省資料の抜粋

社会福祉連携推進法人の認定等について

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課

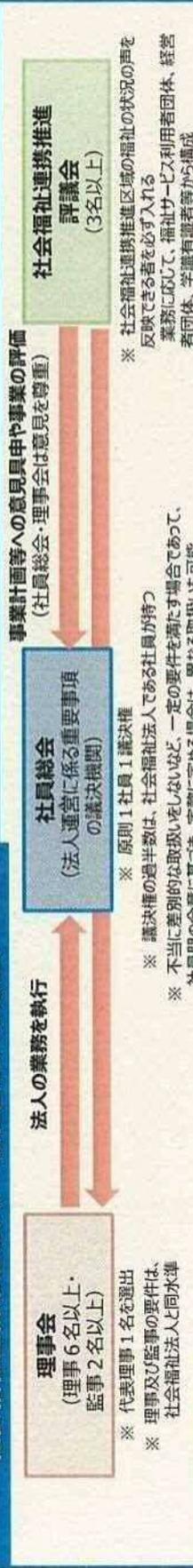
〈連携推進法人制度創設の趣旨〉

- 今後、地域住民の多様な福祉ニーズに対応し、地域共生社会の実現を図っていくためには、
・ 関係機関の連携の深化と、
・ 人口減少等の地域の在り方の変化を見据えた、社会福祉法人の持続可能な経営の確立
がキーワード。
- これまでの法人間の連携の手法は、
 - ・ 個々の法人による自主的な連携、
 - ・ 社会福祉協議会を介した連携
 - ・ 合併・事業譲渡があるが、法人間の自主的な連携、社会福祉協議会を介した連携では連携の度合いが弱く、一方で合併・事業譲渡では連携の度合いが強すぎ、中間的な選択肢がないとの指摘。
- これらを踏まえ、新たな連携の手法の選択肢として、連携推進法人制度を創設することとし、これにより、社会福祉法人を始め、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、地域特性に応じた創意工夫ある新たなサービスの創出や、福祉人材の確保とともにその働きやすい職場環境の整備、物資調達効率化など、規模の大きさを活かした多様な取組が促進され、地域福祉の一層の推進、社会福祉法人の経営基盤の強化等に資することを期待。

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ **社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。**

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



【法人運営のポイント】

- 社会福祉連携推進区域(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、社会福祉連携推進方針(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- 社会福祉連携推進業務の実施(以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施) **(社会福祉事業や同様の事業は実施不可)**
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員からの会費、業務委託等による業務運営(業務を遂行するための財産の保有も可)

| | | | | | |
|--|---|---|---|--|--|
| ①地域福祉支援業務 ・地域貢献事業の企画・立案 ・地域ニーズ調査の実施 ・事業実施に向けたノウハウ提供等 | ②災害時支援業務 ・応急物資の備蓄・提供 ・被災施設利用者の移送 ・避難訓練 ・BCP策定支援等 | ③経営支援業務 ・経営コンサルティング ・財務状況の分析・助言 ・事務処理代行等 ※ 介護職種に係る技能実習の監理団体は、経営支援業務として行う | ④貸付業務 ・社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け ※ 貸付け毎に所轄庁の認定が必要 ※ 貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人)の直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額が上限 ※ 貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない | ⑤人材確保等業務 ・採用・募集の共同実施 ・人事交流の調整 ・研修の共同実施 ・現場実習等の調整等 | ⑥物資等供給業務 ・紙おむつやマスク等の物資の一括調達 ・給食の供給等 |
|--|---|---|---|--|--|

認定・指導監督

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか)

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

【社員として参画できる法人の範囲】

社会福祉連携推進業務等を通じて便益を享受

社会福祉を目的とする公益事業を営む法人

社会福祉事業を営む法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)



⇒ 学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの削減が期待

第2 連携推進法人の行う業務

連携推進法人の行う業務①

| 社会福祉連携推進業務 | | | |
|------------|---|--|---|
| | ①地域福祉支援業務 | ②災害時支援業務 | ③経営支援業務 |
| 内容 | <p>地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援</p> | <p>災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者者の安全を社員が共同して確保するための支援</p> | <p>社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援</p> |
| 業務の要件 | <p>① 地域福祉の推進に係る取組であること ② 当該取組を社員が共同して行うものであること ③ 当該取組を連携推進法人が支援するものであること</p> | <p>① 災害が発生した場合において、社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービスの利用者者の安全を確保するための取組であること ② 当該取組を社員が共同して行うものであること ③ 当該取組を連携推進法人が支援すること</p> | <p>① 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図る取組であること ② 当該取組を連携推進法人が支援するものであること</p> |
| 業務の着眼点 | <p>いわゆる「地域における公益的な取組」を含め、社員が行う地域福祉に関する取組の促進に資する業務</p> | <p>災害時において、社員が提供する福祉サービスに係る事業継続性の確保や相互支援体制の整備などに資する業務</p> | <p>社員の経営の適正化又は効率化などに資する業務</p> |
| 業務例 | <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施 ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供 取組の実施状況の把握・分析 地域住民に対する取組の周知・広報 社員が地域の他の機関と協働を図るための調整 社員の経営する施設又は事業所の利用者であって、判断能力が不十分なもの等に対する法人後見 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時支援二一ズの事前把握 いわゆる業務継続計画の策定や避難訓練の実施 被災した社員の経営する施設等に対する被害状況調査の実施 被災施設等に対する応急的な物資の備蓄・提供 被災施設等の利用者への他施設への移送の調整 被災施設等で不足する人材の応援派遣の調整 地方公共団体との連絡・調整 | <ul style="list-style-type: none"> 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施 社員の財務状況の分析・助言 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援 社員の特定事務に関する事務処理の代行 社員の施設等における外国人材の受け入れ支援（介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務に限る。） |
| | | | <p>④貸付業務</p> <p>資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援</p> <p>① 社会福祉法人である社員に対する貸付けであること ② 当該貸付けに係る原資は、貸付けを受ける社員以外の社会福祉法人である社員から連携推進法人に対して貸付けを受けたものであること</p> <p>社会福祉事業の継続に最低限度と認められる経費であって、社会福祉事業の安定的な運営に必要な施設・設備の改修や職員の人件費等に係る経費の貸付け</p> |

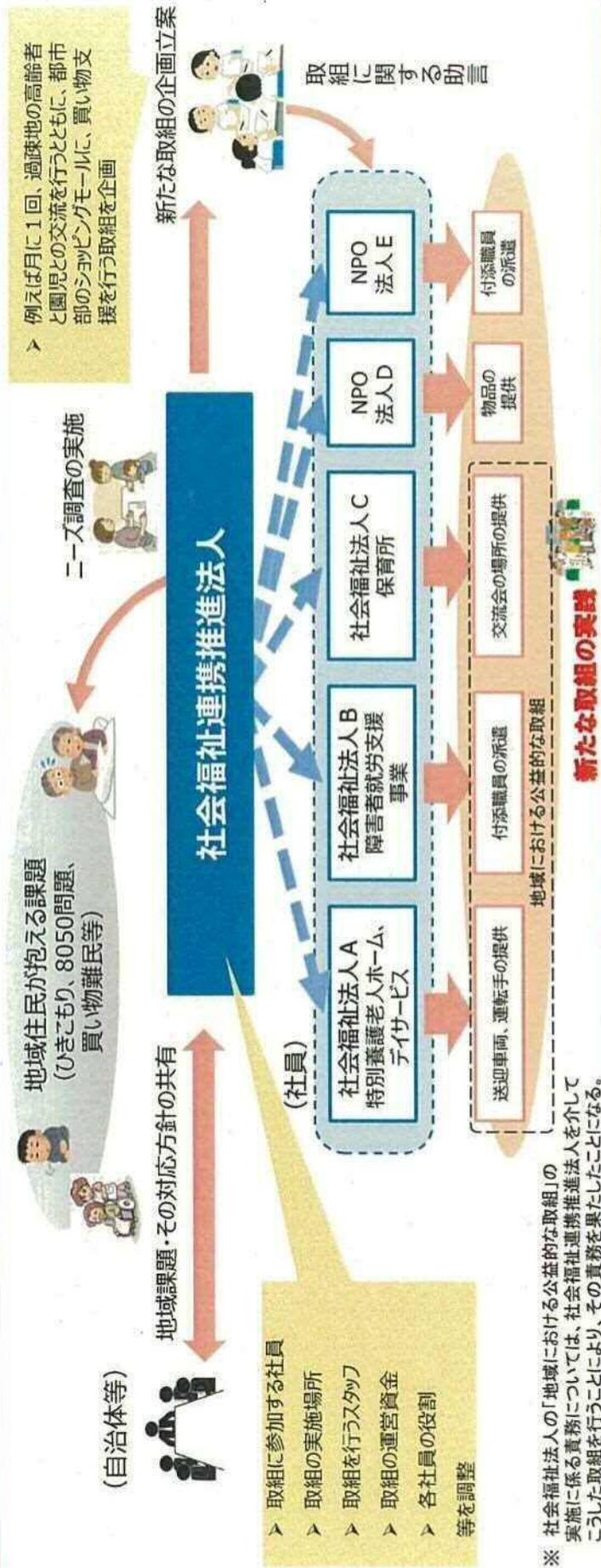
連携推進法人の行う業務②

| 社会福祉連携推進業務 | | その他業務 |
|------------|---|---|
| ⑤人材確保等業務 | | ⑥物資等供給業務 |
| 内容 | <p>社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修</p> | <p>社会福祉連携推進業務以外の業務であって、社会福祉連携推進業務に関連するもの (例：社員以外に社会福祉連携推進業務と同様の役割を提供する場合や、広く社会一般を対象とした調査研究・出版等の業務を行う場合等)</p> |
| 業務の要件 | <ul style="list-style-type: none"> 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援 社員が経営する社会福祉事業の従事者の資質の向上を図るための研修 <p>or</p> <ul style="list-style-type: none"> 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援 社員が経営する社会福祉事業の従事者の資質の向上を図るための研修 | <p>その他業務を行う場合は以下の要件を満たすことが必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> その他業務の事業規模が連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること その他業務を行うことにより社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること 社会福祉事業その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと |
| 業務の着眼点 | <p>社員が提供する福祉サービスの従事者の確保、その職場への定着、資質の向上などに資する業務</p> | |
| 業務例 | <ul style="list-style-type: none"> 社員合同での採用募集 出向等社員間の人事交流の調整 資金テールや初任給等の社員間の共通化に向けた調整 社員の施設等における職場体験、現場実習等の調整 社員合同での研修の実施 社員の施設等における外国人材の受入れ支援（経営支援業務である介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務を除く。） | <p>社員の物資調達に係る費用の効率化、事務負担の軽減などに資する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達 社員の施設等で提供される給食の供給 |

① 地域福祉支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援」は、

- ・ **地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施**
- ・ **ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供**
- ・ **取組の実施状況の把握・分析**
- ・ **地域住民に対する取組の周知・広報**
- ・ **社員が地域の他の機関と協働を図るための調整等の業務が該当する。**



社会福祉連携推進法人の社員による新たな取組の実践により、地域福祉の充実に繋がる

※ 地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社会福祉連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、制度として確立され、定型化・定着している社会福祉事業を除き、社会福祉関係の福祉サービスを行う場合には、以下の要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当することとする。

ア 社会福祉連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること

イ 社会福祉連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、社会福祉連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援にあたること

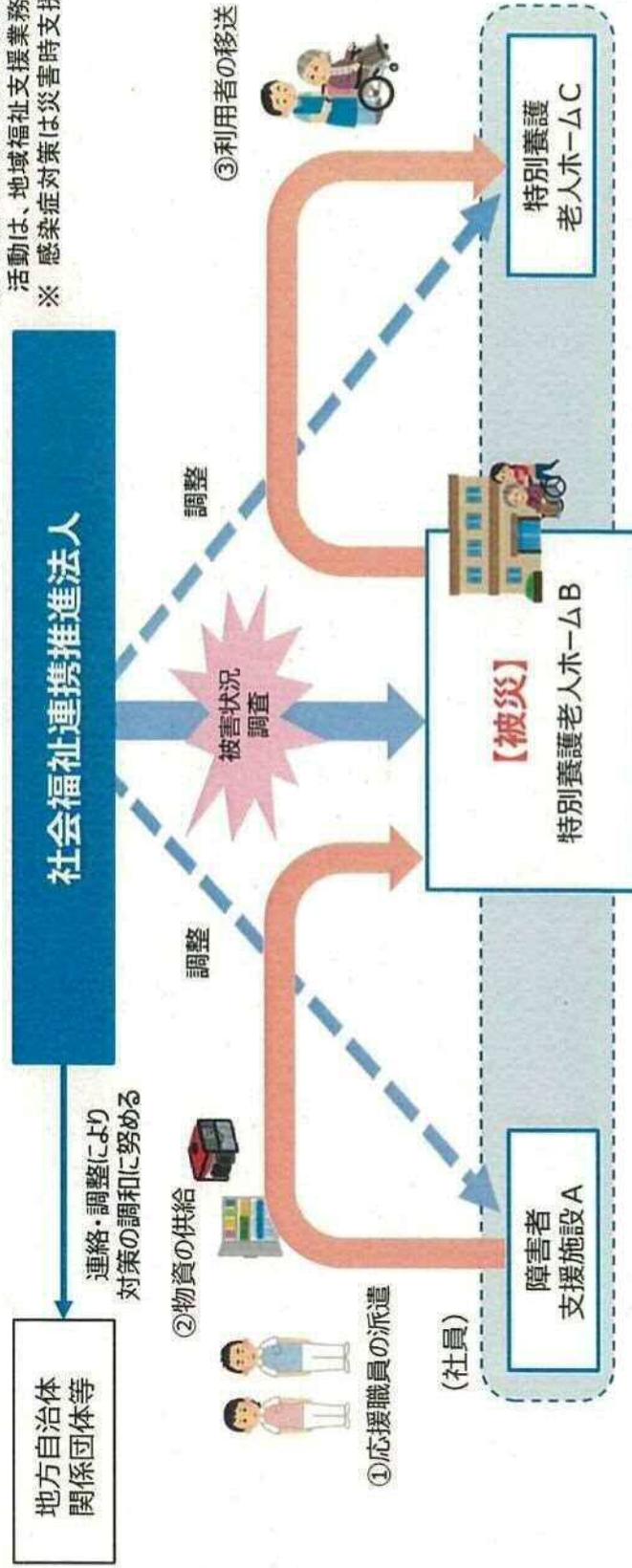
※ 上記に該当する場合であっても、社員である法人の経営に影響を及ぼすことのないよう、社会福祉連携推進法人が多額の設備投資等を必要とする有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居施設を運営することは、地域福祉支援業務には該当しないものとする。

② 災害時支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援」は、

- ・ **ニーズの事前把握**
 - ・ **BCPの策定や避難訓練の実施**
 - ・ **被災施設に対する被害状況調査の実施**
 - ・ **被災施設に対する応急的な物資の備蓄・提供**
 - ・ **被災施設の利用者の他施設への移送の調整**
 - ・ **被災施設で不足する人材の応援派遣の調整**
 - ・ **地方自治体との連絡・調整**
- 等の業務(※)が該当する。

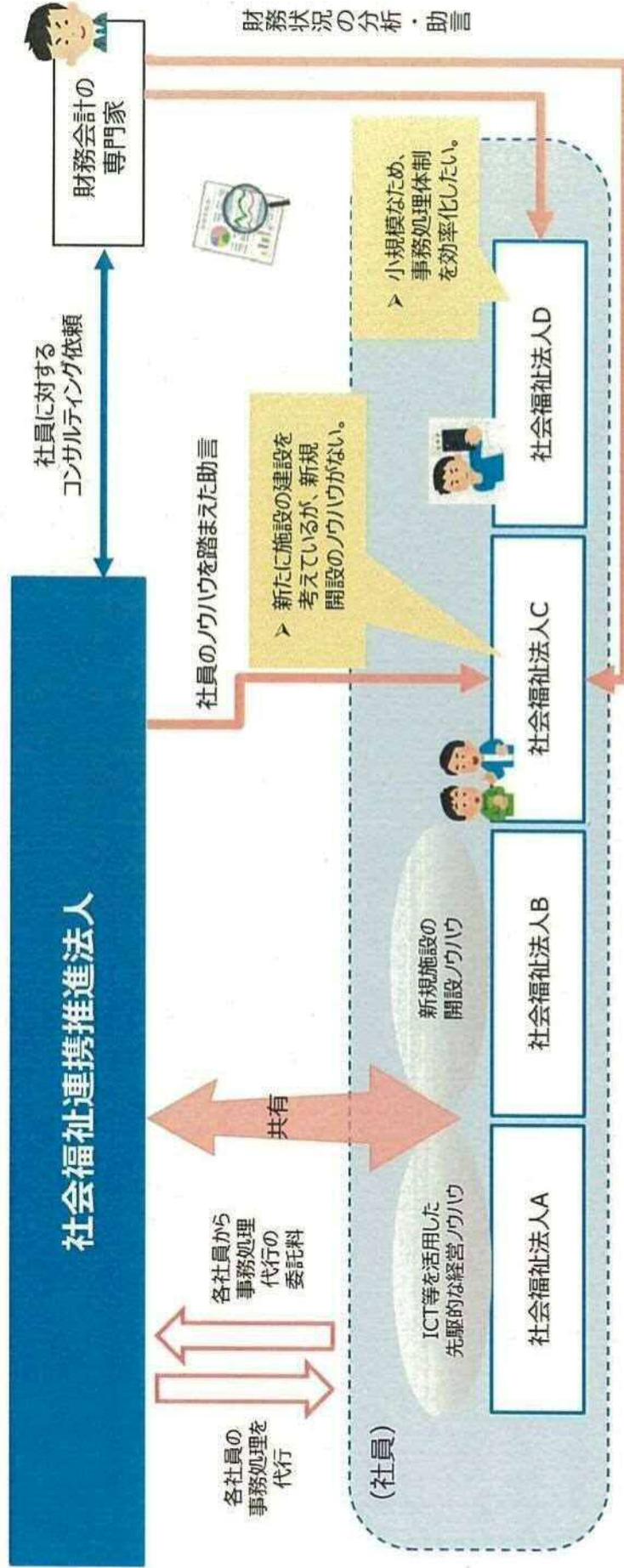
※ 社員ではない地域の被災者に対する支援活動は、地域福祉支援業務として行う。
 ※ 感染症対策は災害時支援業務に該当する。



福祉サービス利用者の安心・安全確保、災害時の事業継続の強化に繋がる

③ 経営支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援」は、
- ・ **社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施**
 - ・ **資金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施**
 - ・ **社員の財務状況の分析・助言**
 - ・ **社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援**
 - ・ **社員の特定事務に関する事務処理の代行**
- 等の業務が該当する。



福祉サービス事業者の経営の安定確保が期待

⑤ 人材確保等業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修」は、
- ・ **社員合同での採用募集**
 - ・ **出向等社員間の人事交流の調整**
 - ・ **賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整**
 - ・ **社員の施設における職場体験、現場実習等の調整**
 - ・ **社員合同での研修の実施**
 - ・ **社員の施設における外国人材の受け入れ支援**
- 等の業務(※)が該当する。

※介護職種に係る技能実習の監理団体については、経営支援業務として行う。



学生等求職者への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

⑥ 物資等供給業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」は、

- ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
- ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達
- ・ 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達
- ・ 社員の施設で提供される給食の供給等の業務が該当する。



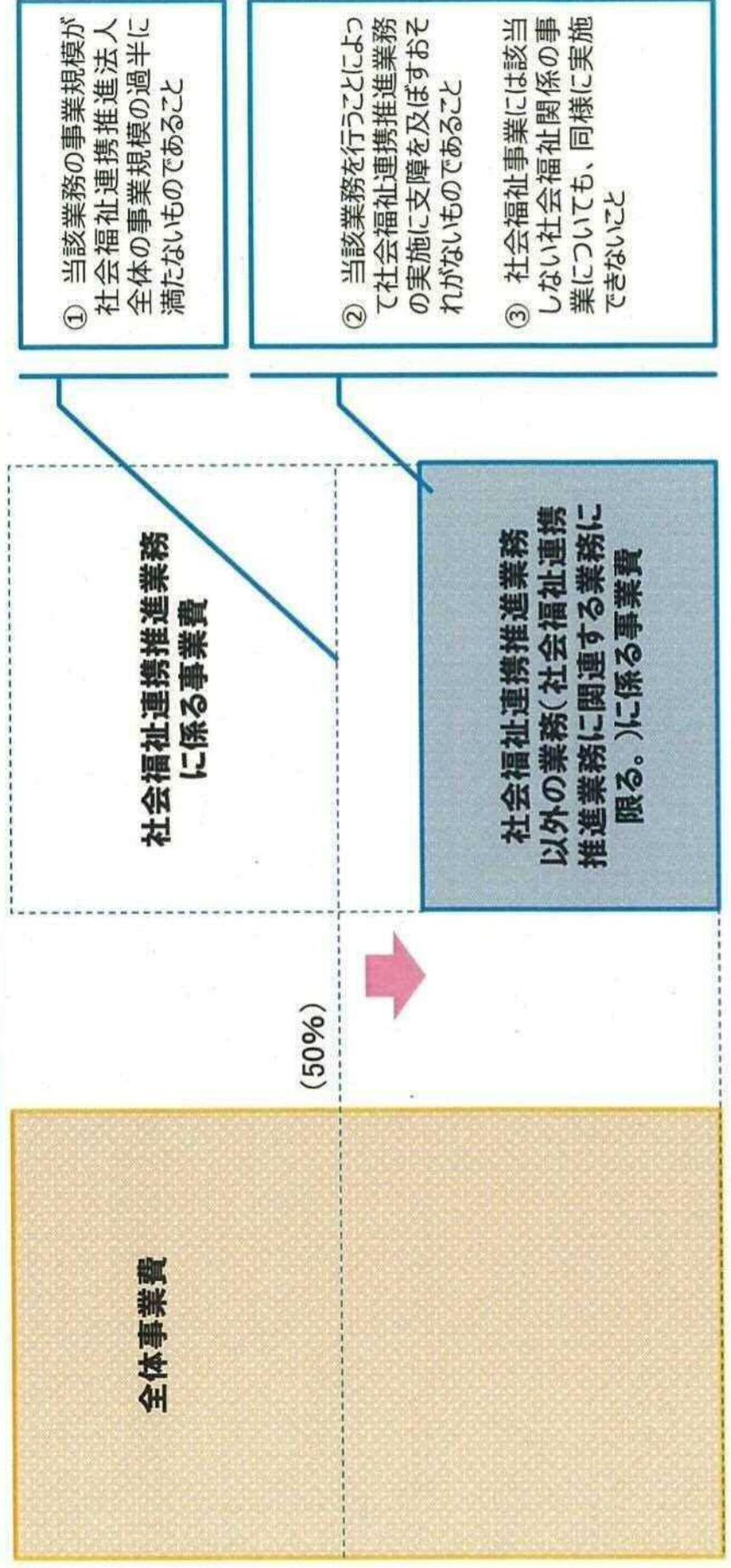
設備・物資の大量購入による調達コストの縮減が期待

⑦ 社会福祉連携推進業務以外の業務

○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行に支障がない範囲において、以下の要件を満たす社会福祉連携推進業務に関連する業務を行うことは可能とする。

- ① 当該業務の事業規模が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること
- ② 当該業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ③ 法第132条第4項に基づき、社会福祉事業を実施できないこととされており、社会福祉事業には該当しない社会福祉関係の事業についても、例外的に地域福祉支援業務として行われる場合を除き、実施できないこと

※ 対象者を社員の従業員の家族に限定しているサービスは、社会福祉事業ではなく、社員による従業員への福利厚生の一環と整理できるため、人材確保等業務として実施可能である。



〈連携推進法人の行う業務〉

- 連携推進法人になるためには、社会福祉連携推進業務(6業務)のうち、少なくとも1以上の業務を行うことが必要。
- 連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。
- 連携推進法人が行う社会福祉連携推進業務の具体的内容については、認定通知の規定を満たし、かつ関係法令に抵触しない範囲で、その創意工夫に基づき、多様な取組を自由に行うことが可能。

〈地域福祉支援業務〉

- 地域福祉支援業務については、原則として社会福祉事業及び社会福祉を目的とする福祉サービスを行うことはできない。ただし、例外的に、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、連携推進法人が社員を支援する一環で、社会福祉を目的とする福祉サービス(社会福祉事業を除く。)であって、先駆的なものや地域における供給量が著しく不足するもの等を行う場合については、以下の要件をいずれも満たせば、実施可能。
 - ① 連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること
 - ② 連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援に当たること

〈災害時支援業務〉

- 災害時支援業務には、感染症の発生等の危機的状況への対応も含まれる。

〈その他業務〉

- その他業務については、その内容に特段の制約はないが、連携推進法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものは不適當。加えて、その他業務から得られた収益は、社会福祉連携推進業務に充當。

各認定所轄庁への依頼事項

〈庁内の体制整備〉

- 庁内における**担当部課室、担当係**を速やかに決定して頂きたいこと。
- 上記などにより、管内における**関係者からの設立に係る相談に応じる体制**を構築して頂きたいこと。
- 来年4月1日以降、**申請を確実に受け付けられる体制**を構築して頂きたいこと。
- 各種認可等の手続に対応した**文書決裁規程等の内部規程**の整備を行って頂きたいこと。

〈社会福祉連携推進法人に関する周知〉

- **社会福祉連携推進法人に関する関係者への説明会の開催等、制度の周知**にご協力を頂きたいこと。

※ 社会福祉連携推進法人に関する情報は、以下の厚生労働省HPにおいて、随時公表しているため、適宜ご参照頂きたい。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

厚生労働省
社会福祉連携推進法人制度

社会福祉連携推進法人制度について

1 申請の手続き

2 申請の受付

3 申請の審査

4 申請の承認

5 申請の完了

6 申請の完了

7 申請の完了

8 申請の完了

9 申請の完了

10 申請の完了

社会福祉連携推進法人の認定の概要

社会福祉連携推進法人の留意事項

1. 社会福祉連携法人に関する情報は、次の厚生労働省 HP において、随時公表されていますので、適宜ご参照願います。

HP:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html
にアクセスください。

2. 連携推進法人の設立については、設立を決めてから相談をされずに、設立を考えてみようかな、と、思われた段階で早めにご相談ください。

3. 制度がスタートして間がないので、先駆的な事例もありません。各法人の皆様には有益な情報がありましたら、速やかに情報提供を行います。

ご静聴ありがとうございました。